

第8 帰国生徒特別選抜による募集

1 帰国生徒特別選抜による募集の実施校及び募集人員

全日制の課程において一般募集に併せて実施する。
なお、募集人員については、別に定める。

2 出願資格

第1の2に定める出願資格（1ページ）を有する者で、かつ、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者とする。

- (1) 日本国外における在住期間が、帰国時から遡り継続して、原則2年以上4年未満の者で、帰国後2年以内の者
- (2) 日本国外における在住期間が、帰国時から遡り継続して、原則4年以上の者で、帰国後3年以内の者

ただし、「帰国後2年以内」及び「帰国後3年以内」とは、原則として、帰国した日から令和5年2月1日現在で、それぞれ2年及び3年が経過していない場合をいう。

3 出願手続

第3の3（2ページ）に準ずる。ただし、次のことに留意する。

- (1) 第3の3(1)のアについては、「入学願書」（様式5）、「受検票」（様式5-2）とともに「海外在住状況説明書」（様式13）を、志願先高等学校長に提出する。（県立春日部高等学校（全日制の課程）、川口市立高等学校（全日制の課程）では「受検票」は不要。）

「入学願書」の記入に当たっては、「特別選抜に関する申告欄」の「帰国生徒特別選抜による募集」に○を付し、出身中学校長による応募資格証明を受ける。

なお、電子出願手続に当たっては、画面に表示される案内に従って選択又は入力すること。

- (2) 第3の3(2)のアについては、「入学願書」を受理した高等学校長は、所定の「受検票」及び「帰国生徒特別選抜証明書」（様式14）を交付する。ただし、受検票を郵送により交付する場合、受検票の備考欄に、「帰国生徒特別選抜による出願を認める」と記載し、高等学校長印を押印することで「帰国生徒特別選抜証明書」に代えることができる。

- (3) 第6の4の「自己申告書」（様式6）は、提出することができない。

- (4) 第2志望を認める高等学校に出願し、第2志望を希望する場合は、「入学願書」（様式5）の「第2志望に関する申告欄」の「あり」の欄に○を付し、志望する学科（コース等）名を記入すること。第2志望を希望しない場合は「なし」の欄に○を付す。

なお、電子出願手続に当たっては、画面に表示される案内に従って選択又は入力すること。

4 志願先変更

第3の7（6ページ）に準ずる。ただし、次のことに留意する。

第3の7(1)については、帰国生徒特別選抜に出願した者は、1回に限り、他の帰国生徒特別選抜を行う高等学校又は一般募集を行う高等学校に志願先を変更することができる。ただし、他の帰国生徒特別選抜を行う高等学校の「帰国生徒特別選抜による募集」に志願先を変更する者は、志願先変更の手続を行う際、先に志願した高等学校長から交付された「帰国生徒特別選抜証明書」（様式14）を添付し、手続を行うこと。

5 学力検査

第3の9（7ページ）により行う。問題は他の志願者と同一とする。ただし、志願者は社会及び理科の2教科の学力検査は受検しない。

学力検査の日程は、次のとおりとする。

時間	8:45～ 9:20	9:25～ 10:15 (50分)	休憩	10:35～ 11:25 (50分)	休憩	11:45～14:20	休憩	14:40～ 15:30 (50分)
教科等	一般諸注意	国語		数学		志願先高等学校長の指示に従う。		英語

6 実技検査

実技検査を実施する高等学校の学科・コース等については、帰国生徒特別選抜の志願者に対して、他の志願者と同様に実技検査を実施する。

内容等については、第4（10ページ）による。

7 面接

第5の2～5（15ページ）による。

8 選抜

高等学校長は、選抜要領に従い、厳正に選抜を行う。

また、選抜に当たっては、海外での生活や学習状況等に十分配慮する。

なお、学力検査の傾斜配点は実施しない。

9 その他

- (1) 県内の中学校を卒業する見込みの者（卒業した者を含む）で、特別な事情を有する者の出願資格については別に定める。
- (2) 私立中学校並びに県外及び海外の中学校等から出願する場合は、あらかじめ第7（17ページ）に定めるところにより、出願の承認又は出願資格の認定等を受けなければならない。
- (3) ここで定めた内容以外の事項については、第3（2ページ）に準ずる。